

○太田修平委員 1

○川内美彦委員 15

差別禁止法各則に関するJDF意見書

各則に関しまして、以下の考え方をJDFとして意見書の形でまとめて提出致します。

【労働・雇用】

○対象範囲

- ・ 事業所規模に関わらずすべての使用者を対象とする。
- ・ 採用から退職までにおけるすべての労働条件

○差別と正当化事由

- ・ 使用者は労働者の募集、採用、昇進、福利厚生、教育・訓練、解雇、及びあらゆる労働条件における障害に基づく差別をしてはならない。
- ・ 障害に基づく差別であるとして裁判上又は裁判外の救済手続を申し立てたこと及びこれに協力したに基づいて、事業者が行う解雇その他の不利益な取り扱いについては、これを行ってはならない。
- ・ 労働組合は、労働者の加入を、障害を理由として拒否してはならない。
- ・ 合理的配慮が提供された上で行われる労働能力の評価については差別に当たらない

○合理的配慮の例示

- 個々の障害者である労働者の個別ニーズに応じた環境の整備
- ・ 建物・用具等の物的環境（休息スペースの確保等を含む）
- ・ 人的支援（介助者、ジョブコーチなどを含む）
- ・ 意思疎通手段
- ・ 労働条件の調整（医療やリハビリのための時間調整などを含む）

【政治参加】

政策決定過程のあらゆる段階に、障害者の参加の権利を妨げられないことがないという基本的視点に立つ

○対象範囲

- ・ すべての障害者が他の市民と同等に情報を入手したり提供したりする権利を享受し、かつ選挙権及び被選挙権の剥奪もしくは制限を受けたりすることがないように、公職の選挙権及び被選挙権（公職選挙法）を対象とする。
- ・ 同じく上記の理由に基づいて、最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の

承認に係る投票、地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票等も対象とする。

- ・同じく上記の理由に基づいて、国会及び地方公共団体の議会への請願等も対象とする。
- ・同じく上記の理由に基づいて、国会及び地方公共団体の議会の傍聴等も対象とする。
- ・その規模に関わらず、政治活動を行っているすべての政党。特に公職選挙法等で認められている「政党」を対象とする。
- ・障害者政策に関する提言を行う国や地方公共団体の委員会や機関など。
- ・国会や地方公共団体の議会そのものも対象とする（言語障害をもつ議員の発言権や議決への参加の仕方について、あるいは議場の構造の問題など）。
- ・政治的意思表明を行う一定規模の集会やデモの主催者
- ・上記に関わる情報の提供（入手）

○差別と正当化事由

- ・国及び地方公共団体、政党等は、政治参加に関して、障害に基づく差別をしてはならない。

○合理的配慮の例示

個々の障害者である者の個別ニーズに応じた環境の整備

- ・建物・用具等の物的環境（投票所、議場等へのアクセス、など）
- ・人的支援（投票所、議場等における支援、など）
- ・意思疎通手段（投票手段、選挙公報、政見放送および投票に関する情報等の提供、議会審議の手段、など）

【医療】

○対象範囲

- ・事業規模に関わらずすべての医療機関を対象とする
- ・医療機関が提供するすべての医療行為及び医療に関連する行為

○差別と正当化事由

- ・障害を理由とした診療拒否、治療の放棄、その他一般的医療水準に満たない医療を提供してはならない
- ・一般に提供されるインフォームド・コンセントを行わないで、本人の望まない治療行為を行ってはならない

○合理的配慮義務の例示

- ・障害者が自らの意思と選択に基づいた医療を受けられるような適切な情報提

供

- ・障害に関わる検査・治療や、妊娠及び出産に関する検査・治療の内容と対応の方法について、障害を持ちながら十分な日常生活や社会生活を送ることができるような支援策等について情報を提供し、連携を図ること

(解説)

医療の場面では、機能障害・構造障害を予防し、治療し、障害者でない人に近づけることのみならず主眼におかれがちです。機能障害・構造障害があること自体が良くないこと、克服すべきことではありません。

機能障害・構造障害は、ある部分までしか改善できなくとも、社会の中でより生活しやすい支援のひとつが医療やリハビリテーションです。障害者の生活が医療やリハビリテーション中心というのは、一時的なものであり、長期に必要であるとしても、同世代の障害者でない人の生活とかけ離れた生活を強いられてはなりません。

精神医療の現場は、特に人としての尊厳を傷つける行為が多く行なわれてきました。地域で暮らしていくための支援との連携が必要です。

また、障害者が二次障害や、他の病気をもつことが増えています。もともとの障害に理解がなく適切な医療を受けられないことも多くあります。

さらに、脳死移植、尊厳死、出生前検査、遺伝子検査等々医療に関連した問題も多く出てきています。障害に基づく差別につながらないことを考えていく必要があります。

【情報】

○対象範囲

- ・公的機関及び公共性をもつ団体や事業所

○差別と正当化事由

- ・本人の必要とする方法での情報の提供や発信を拒否すること
- ・情報の提供や発信に当たり、不当な条件を課すこと
※（例）手話通訳者の立ち位置を制限するなど（裁判所など）
- ・情報の提供や発信に要する費用を、それを必要とする障害者にのみ請求すること。

○合理的配慮の例示

- ・印刷物は点字印刷や拡大文字、音訳での利用を可能とすること
- ・音声によるものは要約筆記を含む文字への変換や手話、触手話、指点字等への翻訳を行うこと
- ・映像や画像によるものは文字や音声等での認識を可能とすること
- ・文章によるものは平易な用語や文体、記号や絵等を用いた版を作成することなど

【司法手続き】

1. 対象範囲

裁判所における司法手続（民事、刑事）及び検察庁並びに警察署における刑事司法手続、刑事施設等（刑事施設、少年院又は少年鑑別所）における処遇又はこれらに関連する行為（以下「司法手続等」という）に関与する者

2. 差別と正当化事由

- (1) 司法手続等に関与する者は司法手続等において障害を理由として差別をしてはならない
- (2) 合理的配慮義務に違反すること。

3. 合理的配慮の例示

- (1) 障害者が司法手続等の内容を理解することを容易にするための適切な情報伝達方法の使用
- (2) 適切な情報伝達方法を使用しても、障害者が司法手続等の意味又は内容を十分に理解することができない場合における適切な補助者の付与
- (3) 司法手続等の提供に関する運用、方針、手続における不利益除去対策
- (4) 障害者に対する、その障害の種類・程度に応じた処遇
- (5) その他、障害者の適正な司法手続及び処遇を受ける権利を実質的に保障するために必要な合理的配慮を行うこと。

4. 準用

2および3は、裁判外紛争解決機関、検察審査会、保護観察所の行う保護観察に、その性質に反しない限り準用するものとする。

2012年8月17日 差別禁止部会 太田修平資料

日本障害フォーラム（JDF）障害者差別禁止法案
（前文、総則、検討規定）（2012.8.17版）

「障害に基づく差別禁止等に関する法律」

前文

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、障害者基本法では、障害の有無にかかわらず、すべての人が等しくかけがえのない個人として尊重され、分け隔てられることのない共生社会の実現を目的とされ、これらの理念に基づいて、共生社会づくりのためのさまざまな取り組みが行われてきた。特に近年、様々な地域において、障害者の権利に関する条例が作られてきており、こうした動きは、国際社会におけるさまざまな取り組みと連動しながら行われてきている。

これらの取り組みにもかかわらず、障害者は社会の様々な場面において、障害者ではない人々と平等に社会生活に参加する機会が制限されてきた。これらの実態は、様々な調査等から明らかであり、十分な救済もなされてこなかった。障害者の尊厳と権利が障害者でない人と平等に保障されるには、さらなる努力が求められている。

この法律は、障害にもとづく差別を明確にしてそれらを防止するために社会的障壁を除去し、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いに尊重しなが

法律の名称案

差別禁止以外に救済等の規定を定めるという意味で「等」を挿入した。

前文

新しい法律として前文は必要であり、前文には以下の要素が入れられるべきである。

- (1) なぜ差別禁止法が必要か。
- (2) 障害者権利条約などの国際動向
- (3) 地域での条例制定の動き

(理由)

障害者は、現在まで社会との関係の中で、障害を理由として、通常的生活を営む能力が低いとされ、障害者でない者と平等に社会生活に参加する機会が奪われ、制限されることが多くみられる。そもそもこの世に生まれてくることを否定された過去があり、現在では、生命の選別につながりかねない生殖医療技術の使い方がなされていることさえある。こうした事例は、障害者差別禁止条例をつくっている千葉県や熊本県などにおける調査からも明らかとなっている。

ら、幸福を享受する「共生社会」を実現するために制定する。

総 則

【目的】

この法律は、あらゆる生活分野、生涯のそれぞれの段階において、障害に基づく差別の具体的内容を明らかにして、障害に基づくあらゆる差別を禁止するとともに、差別を受けた人が適正かつ迅速な救済を受けるための措置を講じることがを目的とする。

障害者は誕生してからその生涯を終えるまで、その時代の同世代の人と同等の社会生活への参加が確保されなければならない。障害者は特別な人、特別な処遇をなされ護られる存在に対しての一般施策から分断された施策から、一般施策の中に包含された上での支援であり、そのために差別を禁止する法律が必要となる。これは、国際的な要請でもあり、2006年に国連で採択された障害者権利条約の主要原則の一つが「機会の平等」「非差別・平等」であり、第2条には障害に基づく差別並びに合理的配慮の定義が規定され、第5条では合理的配慮義務の履行を含む差別禁止法制度の必要性が規定されている。

以上のことから、新しい動向に基づく新たな法制度として制定される差別禁止法には、その趣旨や理念、経緯などが明記された前文が必要であると考ええる。

総 則

【目的】

本法の目的には以下の要素が入れられるべきである。

- (1) 障害に基づく差別を定義し、あらゆるライフステージにおける差別を禁止すること
- (2) 被害者を救済すること

【理念】

この法律では、すべての人が障害に基づいて差別されることなく、また、差別を受けた人を迅速に救済されることにより、すべての人が障害の有無にかかわらず尊重され、分け隔てられることのない共生社会を実現することを基本理念とする。

【差別の禁止】

1. 何人も障害に基づく差別をしてはならない
2. 何人も障害に関連して、いやがらせ、いじめ、侮辱、その他著しく尊厳を冒す行為はしてはならない

【定義】

【理念】

憲法の平等規定と「障害の有無にかかわらず尊重され、分け隔てられることのない共生社会の実現」という改正障害者基本法の理念

【差別の禁止】

1. 本法で定義する障害に基づく差別を禁止する規定が必要である。
2. 本法の救済の対象は障害者のみならず障害者に関係する人すべてである。
3. 差別禁止部会で議論がされている通り、ハラスメントについては本法で禁止する規定が必要と考える。「虐待」と「差別」どちらも区別がしにくい「いやがらせ」などで障害者は社会参加が妨げられているのが実態だからであり、それを禁止し、被害者を救済する法規定が必要である。障害者虐待防止法ではカバーされていないため、本法でカバーするのが妥当である。

【定義】

1. 障害

障害とは身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害をいう。障害には著しい変異や喪失といった身体構造上の障害（構造障害）も含まれる。

2. 障害に基づく差別

1. 障害に基づく差別とは不平等待遇及び合理的配慮を行わない事をいう。不平等待遇とは、~~障害に基づいて~~を理由に、あるいは、障害に関連して、区別、排除、制限、その他の不平等な待遇をいう。ただし、当該待遇等に正当な目的があり、かつ、その目的を達するために、必要やむを得ないことを証明した場合はこの限りではない
2. 差別の原因が複数あり、その原因の一つが障害であると認められる場合、この行為は、本法の適用を妨げない。
3. 過去の障害の経歴、将来発生しうる障害、または、障害がないにもかかわらず

1. 障害

- (1) 手帳の有無等に関わりなくすべて障害がある人が本法の適用の対象となるような定義が必要である。
- (2) 障害者基本法第2条の障害者の定義の「障害」に関する規定の部分を本法の「障害」の定義とした。
- (3) 構造障害
いわゆる「ユニークフェイス」が障害に入るのかを確認する項目である。ICFでは、機能障害には、構造障害が含まれ、著しい変異や喪失などといった、心身機能または身体構造上の問題と定義されており、確認の意味での規定が必要。

2. 障害に基づく差別

- (1) わかりやすい、という意味で「不平等待遇」と「合理的配慮を行わないこと」の2類型規定が望ましいと考えた。
- (2) 不平等待遇について
①既存の法律でつかわれている「均等」という文言をわかりやすい「平等」という文言に変えた。つまり「平等」＝「均等」ということである。既存の法律では「機会の均等」と「均等待遇」に若干の概念の違いがある。男女雇用機会均等法では、採用の部分だけは「機会の均等」で他は「均等待遇」となっており「機会の均等」の方が、「機会」とい

らず障害をもつとみなされることによって差別を受ける場合も、この法律における障害に基づく差別である。

うことをより厳密に考慮している模様である。均等（平等）待遇がより広い概念のように思われるため、「障害に基づく差別」と「合理的配慮」の定義においては、「平等待遇（＝均等待遇）」の用語を使用する。

②「別異の取扱い」と排除、制限といったそれだけで不利益な待遇があるものとして想定される「不利益取り扱い」の二つの要素が読み取れるような書きぶりとした。

③直接差別、関連差別、間接差別の要素がすべて入り込む書きぶりとした。「間接」という文言をいれない理由は、「間接」とすると、慣行、慣わしが要件となっているが、一回だけの事実行為は「慣行」等にならなくなる。その点、「関連」とすると一回だけの事実行為も入り「間接」という概念も包含し、範囲が広くなると考えるため。

（３）正当化事由について

相手方が過度な負担等の正当化事由を「証明」とした。立法例が多数存在する。

（４）差別的な取り扱いの原因が複数あり、その一つが「障害」である場合は、本法を適用することができるようにした。これは決して本法の適用を強制するものではない。

（５）過去に障害があったり、遺伝的な要素等により将来障害が発生することが予想されたり、障害が実際になくても障害を持っていると誤解され、区別、排除、制限等を受けることが現実の社会では多々見られ、これらの被害も救済する必要がある。その点で本規定は重要なもので

3. 合理的配慮

障害者が障害者でない者と平等な待遇を受けることができるように、その人の性別や障害の種別や程度などの特性、本人の意向等を考慮した必要かつ適切な施設・設備・道具・サービス・意思疎通のための手段等の創出や変更及び調整を行うこと、その他の社会的障壁を除去することをいう。ただし、合理的配慮を求められたものが、求められた合理的配慮が過重な負担を生じさせること、又は事業等の本質を変えることを証明した場合はこの限りでない。

ある。障害者の定義にこれらの要素を入れ込んでいる ADA のような場合と、韓国差別禁止法のように別個条文を立てて規定する方法があると思われる。本案では受け入れやすさ、わかりやすさ等を考慮し、障害に基づく差別の定義に設けることとした。

○積極的差別是正措置について

積極的差別是正措置の定義と、積極的差別是正措置が差別ではない旨の規定は行わない。本案では、「不平等待遇」の規定で別異扱いも差別になる、との定義を置いている。それとの関係で議論した結果、当措置の定義が大変難しく、定義次第では、本法の目的に沿っていない形での障害者に対する優遇措置もすべてが積極的差別是正措置であると解釈される恐れがある。障害者雇用促進法上の法定雇用率は、本法の目的や差別の正当化事由に該当するものかどうかの判断で、積極的差別是正措置であ

【国・地方公共団体の責務】

1. 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加と平等の実現並びにその権利を確立するため、障害に基づく差別を防止し、差別を受けた人の救済を図るものとする。
2. 国及び地方公共団体は、障害かつ性別等に基づく差別を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

ると解釈が可能であるはずである。また、特例子会社などでも、その運用の仕方などが法の目的に沿わない、あるいは正当化事由によって正当化されない場合であれば、その在り方に対して異議申し立てができる、という形になる。

【国・地方公共団体の責務】

国・自治体の責務には基本的に以下の要素が入れられるべきである。

- (1) 差別の防止と救済
- (2) 合理的配慮義務を負う事業者等への支援
- (3) 合理的配慮の実施状況を含め、差別の防止のための調査と結果の公表、広報、研修
- (4) 自治体の上乗せ、横だしの規定。条例づくりを推進する方向性

1. 自治体（都道府県及び市区町村）は、障害者の自立及び社会参加と平等の実現並びにその権利を確立するため、地域性などを考慮して国と協力して障害に基づく差別の防止及び救済のため、施策の策定及び実施する責務があることを規定した。
2. 自治体（都道府県及び市区町村）は、障害者でありかつ性別による差別、いわゆる結合差別を防止するための必要な措置を講ずることを規定している。

3. 国及び地方公共団体は、免許や資格等の付与の拒否或いは制限が障害に基づく差別にならないよう総合的、計画的に施策を行うこと
4. 国及び地方公共団体は、障害者が、どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないように十分な情報を提供し、必要な措置を講じなければならない。
5. 国及び地方公共団体は、障害に基づく差別を防止し、救済を図るために、合理的配慮が確保されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
6. 国及び地方公共団体は、障害に基づく差別及び合理的配慮等の状況について、これを明らかにするための調査及び結果の公表を行うとともに、障害に基づく差別の防止のための広報、研修並びに啓発活動を行わなければならない。
7. 国及び地方公共団体は、障害に基づく差別を防止するため、関係する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うもの

3. いわゆる「障害に係る欠格条項」等の運用を含む関係法令の見直しに関連する規定である。「総合的に」とは、さかのぼって関係法制度を見直すことと、そのみならず、実質的に業務遂行等を可能にするために多角的に支援策を講じることを意図する文言（欠格条項を骨抜きにするためのもの）であり、「計画的」とは、欠格条項等の見直しを施策の上で計画的に行うことを意味している。
4. 障害の有無によって分け隔てられないという本法の目的や理念と、正当な理由がない限り障害を理由に分離されることが障害に基づく差別となることにかんがみ、国や地方公共団体の責務として、障害者が特定の生活様式を強いられることがないように、必要な支援を行うことを規定したものである。
5. 障害に基づく差別の防止のため、国や自治体自らが適切な合理的配慮を供与することは、本法の一般規定上当然であるが、それとともに、当該区域内の学校、事業所、その他の場等で合理的配慮が供与されるよう必要な措置を講ずるよう規定したもの。
6. 国、自治体（都道府県及び市区町村）は、障害に基づく差別の防止のため、当該区域内でその実態等の調査を行い、年次ごとに公表し、また障害に基づく差別の防止のため必要な広報活動や啓発活動などを実施することを規定したもの。
7. 国、自治体（都道府県及び市区町村）は、障害に基づく差別の防止のため、関係機関と協力のもとに当該組織内での体制の整備を行うこと

とする。

8. 国は、地方公共団体が実施する、障害に基づく差別の防止並びに救済、その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
9. 本法の目的を達成するために、地方公共団体は、地域の特性等を考慮しながら独自の救済のしくみをつくることができる。

検 討 事 項

1. 障害に基づく差別の被害者の救済制度に関連して、障害者基本法を改正すること（政策委員会の所掌事務）
2. 本法に定める障害に基づく差別の定義等を勘案した関係法制度の検討

を規定したもの。発達障害者支援法を参考。

8. 自治体独自の取り組みについて、国の支援を義務化。（男女共同参画基本法 20 条を参考）
9. 障害者権利条例をすでに持ち、独自の救済のしくみを行っている地域の独自性の担保並びに、今後の自治体レベルでの条例づくりの促進を盛りこんだ。

検 討 事 項

1. 差別の被害者の救済のしくみに関係して、障害者政策委員会に救済機関の役割を与える、という提案をしたところである。そのための障害者基本法の改正が必要となる。
2. 障害に基づく差別が定義されたことで関係法制度を見直す必要があるいわゆる「障害に係る欠格条項」の見直しも含まれる。

「公共的施設及び交通機関の利用」に関する三役案への意見

東洋大学ライフデザイン学部 川内美彦

第4、公共的施設及び交通機関の利用

(略)

2、この分野において差別の禁止が求められる対象範囲

1) 差別が禁止されるべき事項や場面

a) 公共的施設

公共的施設の場合、たとえば、障害を理由に宿泊を断られる、知的障害者というだけで公営プールを利用できない、あるいは、精神障害者というだけで、議会の傍聴を禁止されるといったことがあるが、当該施設の利用自体を制限するものである。この場合、当該利用が契約に基づくものである場合には契約の拒否といった形で利用が制限されることになる。

また、利用が認められた場合でも、他人の同伴を条件に許可されるといった利用の制約や当該施設の物理的な障壁によって、利用が制限される場合もある。段差や階段、障害者に使えないトイレ等が典型である。

さらには、当該施設を利用する上で必要なアナウンス情報や案内表示板が障害者には分からないといったことによって、当該施設の利用上困難を伴うこともある。

・公共の用途に供されたエレベーターには利用時間の制限が加えられているが、隣にある階段には特にそういった制限はない、といった場合がしばしばある。障害者にのみ、他の者とは異なる利用時間の規定を設けることは、社会参加への大きな制約となっている。

・例えば劇場などでは「障害者用」席しか居場所がない。ホテルでは車いす使用者には料金の高い部屋しかない。また聴覚障害者のコミュニケーション装置や緊急用のフラッシュランプが料金の高い部屋（バリアフリールーム）にしか設置されていない、というように、障害者にのみ選択肢が制限されている場合、あるいは他より高い料金を求められる場合がしばしばある。

・ホテルではバリアフリールームの存在がインターネット等で広報されず、その存在を知ることすらできない場合がしばしばある。

その他、施設利用者一般に提供しているサービスに合理的配慮がないため、これを受けられないといったこともあり得る。

・現行ではハードについてのバリアフリー規定はあるが、接遇についての具体的な規定はない。従って接遇の内容は事業者側の任意になっていることが大きな問題である。

したがって、公共的施設の利用において、差別禁止の対象となる事項とし

では、施設利用契約の締結、利用の許諾、利用に必要な手続や条件の付加、施設内やその敷地内における移動や施設に付属する設備等の利用、施設利用に伴う情報の提供、施設利用に伴う役務の提供などに関する事項も含まれる。
＋障害者にのみに加えられる利用上の制限（「利用に必要な手続や条件の付加」が時間や料金の制限まで包含するのであればこの記述は不要）。

b) 交通機関

交通機関の場合、たとえば、車いす利用者だからといってタクシーの乗車を拒否される、「通勤時は込み合うので無理」という理由でバスの乗車を断られる、ハンドル型電動車いすやストレッチャー型車いすは安全でないといった理由で、鉄道利用を断られる等、利用そのものを拒否される場合や長距離列車に設置してあるトイレが使えなかったりする場合のように、交通機関に付属して設置してある設備などが使えず、交通機関そのものを利用できないといった場合もある。

・例えば駅と外部をつなぐ経路として隣接ビルのエレベーターを使わなければならないような場合には、隣接ビルの営業時間が終われば車いす使用者は駅の利用ができなくなる。障害者にのみ他の者とは異なる利用時間の制限があることは、社会参加への大きな制約となっている。

・新幹線では車いすで使える席が指定席にしかなく選択できない。従って、指定席料金を払うことが利用の前提となっている。

・現行ではハードについてのバリアフリー規定はあるが、接遇についての具体的規定はない。従って接遇の内容は事業者側の任意になっていることが大きな問題である。

また、一般よりも早く事前の利用申込みを求められる、一般とは全く異なる利用申込み方法を求められる、申込みにあたって障害者以外では求められないような個人情報を求められる、飛行機に乗るのに

介助者の同伴を求められる、医者の診断書を要求される、電動車いすのバッテリーの取り外しを当事者側で行うように求められる等のように利用に条件が課されることもある。

さらに、利用できる場合でも駅舎にエレベーターがなかったり、プラットフォームと電車のステップにかなりの高低差がある場合もある。しかし、このような物理的障壁をなくす何らかの合理的配慮がなされていない場合も多い。加えて、交通機関を利用する上で必要な駅や空港のアナウンスによる運行状況の情報や行き先等の案内表示板が障害者には分からないといったことによって、当該交通機関の利用に困難を伴うこともある。

したがって、交通機関の利用において、差別禁止の対象となる事項としては、運送契約の締結、運送に必要な手続や条件の付加、交通施設内やその敷

地内における移動、施設に付属する設備（たとえば券売機、改札、トイレ）等の利用、交通機関の運行に伴う情報の提供、交通機関の利用に伴う役務の提供、外部とその交通機関を結ぶ経路において障害者にのみに加えられる制限などに関する事項も含まれる。

2) 対象物と差別をしてはならないとされる相手方の範囲

本法における公共的施設とは、障害者の社会参加といった視点と他者との平等を図るといった視点からすると、対象物は、不特定または多数の者の利用に供される建物、施設、設備（たとえば、学校は特定の者の利用に供されるものであるとしても、多数であるのでここに含まれる）であれば足り、不特定かつ多数の者の利用に供されるもの（たとえば、デパートや公会堂）だけに限定するのは妥当でない。しかし、特定された者でかつ少数の者だけの利用に供されるもの（たとえば、戸建ての個人住宅やそれほど大きくはない共同住宅）は除外するのが妥当である。

※現行の一定面積以上の共同住宅についての基準では、共用部分の規定はあるが、個別の住戸の規定はない。そのため、わが国の民間共同住宅に車いすで使える部屋を見出すのは極めて困難である。車いす使用者は知人や親せきの家にも行けないのはおかしい、という意見がある (Visitability)。特定少数の者の利用だとしても、不特定または多数の者に対して販売活動が行われるものにあつては、全住戸の何%かは段差解消など車いすでの最低限の利用を可能とすべきといった何らかの言及が必要なのではないか。

また、交通機関とは、上記同様の視点からすると、不特定または多数の者を想定した旅客の運送を行うための車両その他の運搬手段、駅舎等の運送のために供される建物と建物内に設置された設備、付属の駐車場やバス停などの路外設備などを含むものである。

※外部からその交通機関に到達するために移動困難者に提供されている経路も含むべきである。

なお、不特定または多数の者の運送を想定したものであれば、実際の運行において、少人数であるタクシーであるとか、多数ではあるが特定の者だけを運ぶ貸し切りの場合もここに含まれる。

そこで、この分野における相手方としては、上記公共的施設及び交通機関を管理する者であり、官民を問わないことになる。

3) 国のバリアフリー施策との関係

国は以前よりこの分野におけるバリアフリー化を図るため、法に基づいてこのための施策を推進している。これは「はじめに」において述べたように、障害者権利条約が求める施設等の利用可能性に関する最低基準及び指針を設定して実施するための措置と言える。

ただ、これらは、障害者全体の利便性確保といった観点から行われるもので

ある以上、全体的に必要性が高く、障害者の利用が多いと思われる対象に絞って、実現可能性の高いところから行うことにならざるを得ないといった側面がある。したがって、公共的施設及び交通機関の範囲、既存のものであるか否か、またはその規模などにおいて、求める施策の内容が異なることになる。こういった施策は障害者権利条約が求めるほどに重要なことではある。(この記述は意味が不明瞭)

しかし、バリアフリー基準を満たしている場合であっても、個別的接遇においては不均等待遇といった事例が起り得ることであるし、一般的なバリアフリー基準が、障害の多様性とか個別の状況に沿った合理的配慮を満たすとは必ずしも言えないこと。現行のバリアフリー基準はハードについての規定であり、接遇についての具体的記述はない。従って駅員による接遇の内容は事業者側の任意になっていることが大きな問題である。

または、施策の対象範囲外である場合には、何ら合理的配慮をしないといった事例の発生を防止するのは困難であること。

さらに、バリアフリー施策では、差別事案が生じた場合の紛争の解決の仕組みが提供されていないこと、等に鑑みると本法においてこの分野における差別禁止カバーすることが求められる。そうした場合、国のバリアフリー施策と本法による差別禁止は、障害者の社会参加を確保するための両輪であるといえる。※長年、国土交通省は、障害者が公共交通機関を利用することは権利ではないとする立場を取ってきている。権利と認めれば、現行基準による整備を即座に行う義務が国に生じるが、物理的に無理だとの理由づけであるが、こういった現行のバリアフリー施策そのものの差別性を問うことができるのであろうか。そういう観点からすると、本法においては、対象物の規模の大小等は経営規模に関わるので、不均等待遇や合理的配慮の不提供における正当化事由として考慮される要素にはなるであろうが、本法の適用対象自体としては、既存か否か、規模の大小等は問わないことになる。

※社会の中には、法に適合しない公共的施設が多数ある。これらは新築時には当時の規定を満足していたが、法改正によって不適格になったもののほか、そもそも最初から適合していないものもある。合理的配慮が何らかの法や基準に担保された整備レベルの上に求められる柔軟な配慮だとしたら、例えば違反した状態で入口にスロープのない建物がある。ここにスロープを付けると求めることは、合理的配慮の範疇なのか、法令への適合なのか。合理的配慮の範疇ならば差別禁止法の紛争解決のルートがあるが、バリアフリー法令違反ならば紛争解決のルートは確立されていない。

3、この分野で禁止が求められる不均等待遇

1) 不均等待遇の禁止

この分野においては、前述のとおり、公共的施設及び交通機関の利用における不均等待遇および合理的配慮の不提供が禁止されることになる。

不均等待遇の事例としては、先に述べたとおりである。

障害者が他との平等に基づき社会参加できるようにする観点から、これらの障害及び障害に関連する事由を理由とする利用の拒否、利用の制限、利用に条件を課すこと、その他の異なる取扱いをすることを差別とし、これを禁止することが求められる。

2) 不均等待遇を正当化する事由

この分野における不均等待遇における正当化事由は、総則で述べたとおりであるが、合理的配慮を尽くした上でもなお、建物または交通に供される車両等の構造上、安全上やむを得ないと認められる場合などの理由がある場合は、差別に当たらないとすることが妥当である。

ただし、以下の点に留意すべきである。

すなわち、安全性は誰に対しても保障されなければならないものではある。

しかし、交通機関の運行に際して事故の発生の根絶は困難であり、そういった意味で抽象的なリスクは誰に対しても負わされていると言える。そして、そのような抽象的なリスクがあるからという理由で障害のない者が交通機関の利用を拒否されることはない。

にもかかわらず、障害者の場合は、極めて抽象的な危険性の存在を問題にされて利用を拒否される場合もある。合理的配慮を提供しないまま障害者に対してのみ一般的・抽象的な可能性のレベルで安全が保障できないと判断されるのは、それ自体が異なる取扱いといえる。そういった点に鑑みると、安全性の判断は個別具体的な根拠を要するものと考えべきである。

・この安全性の判断をどこが行うのか？

4、合理的配慮及びその不提供を正当化する事由

合理的配慮の内容や例外として正当化される場合があることについては、総則で述べたところがこの分野にも当てはまる。

合理的配慮の具体的な内容としては、たとえば、移動においては物的障壁を除去すること、または人的支援を提供すること、接遇においては障害特性に配慮した対応をすること、設置してある設備の利用においては障害者にも可能となるような手段を提供すること、当該施設の利用に必要な情報においては容易に理解したり、受け取れるようにするための手段を提供するなどが考えられる。